

2025 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 ミネベアミツミ株式会社
代表者名 代表取締役 会長 CEO 貝沼 由久
(コード番号：6479 東証プライム市場)
問合せ先 広報・IR 室長 小峯 康生
(TEL 03-6758-6703)

(変更)「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

ミネベアミツミ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社芝浦電子（証券コード：6957、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2025 年 5 月 2 日より開始しております。

今般、2025 年 5 月 21 日付で、対象者より本公開買付けに関する意見の変更が公表されたことに伴い、公開買付者が 2025 年 5 月 2 日付で提出いたしました公開買付届出書（2025 年 5 月 14 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）及びその添付書類である 2025 年 5 月 2 日付公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項（法第 27 条の 8 第 2 項、第 8 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 22 条第 2 項の規定により、本公開買付けにおける買付け等の期間を、届出当初の 2025 年 6 月 2 日までの合計 20 営業日から、当該訂正に係る訂正届出書提出日である 2025 年 5 月 22 日から起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 6 月 5 日までの合計 23 営業日に延長することを含みます。）が生じたので、これを訂正するとともに、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、当該公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 5 月 22 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 5 月 1 日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025 年 5 月 14 日付で公表した「（訂正）「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」で訂正された事項を含み、以下「公開買付開始プレスリリース」といいます。）の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

I. 公開買付開始プレスリリースの訂正内容

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

対象者は、2025 年 4 月 10 日に、本特別委員会に対し追加諮問事項を諮問し、2025 年 4 月 16 日から 2025 年 4 月 30 日までに開催された計 6 回の特別委員会において、各委員に対して、対象者の本取引及び YAGEO 取引の検討状況・検討内容、価格交渉の状況等の追加諮問事項の検討に必要な情報を適宜共有したとのことです。また、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は追加諮問事項について、慎重に検討した結果、本日付で、対象者取締役会に対して、2025 年 4 月 10 日付答申書の答申内容に変更がないことを内容とする 2025 年 5 月 1 日付答申書を提出したとのことです。その上で、対象者は、2025 年 5 月 1 日付答申書の内容を最大限尊重しつつ、2025 年 4 月 17 日から同月 18 日に実施した対象者の従業員及び取引先に対するアンケート結果も踏まえて慎重に検討した結果、本日時点においても、本取引の目的や当該目

的を達成するための意義や必要性に変わりはなく、その他にも、2025 年 4 月 10 日時点における対象者の本公開買付けに関する判断を変更すべき事情は特段見当たらないことから、本日、取締役全員の一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

＜中略＞

これらにより、今般、公開買付者は、本日までに、本公開買付前提条件③及び⑤が充足されていること、並びに、本公開買付前提条件①、②及び④も充足される合理的な見込みがあることを確認したことから、同日、本公開買付けを 2024 年 5 月 2 日より開始することを決定し、その予定である旨を対象者に連絡いたしました。なお、公開買付者が放棄した本公開買付前提条件はありません。なお、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び公開買付期間については、公開買付者予告公表プレスリリースでは、それぞれ 1 株当たり 4,500 円及び 22 営業日としておりましたが、今般、それぞれ 5,500 円、20 営業日へと変更しております。対象者が本日付で公表した「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「2025 年 5 月 1 日付対象者賛同意見表明プレスリリース」といいます。）と併せて「2025 年 4 月 10 日付対象者賛同意見表明プレスリリースと併せて「対象者賛同意見表明プレスリリース」といいます。）によれば、対象者取締役会は、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

対象者は、2025 年 4 月 10 日に、本特別委員会に対し追加諮問事項を諮問し、2025 年 4 月 16 日から 2025 年 4 月 30 日までに開催された計 6 回の特別委員会において、各委員に対して、対象者の本取引及び YAGEO 取引の検討状況・検討内容、価格交渉の状況等の追加諮問事項の検討に必要な情報を適宜共有したとのことです。また、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は追加諮問事項について、慎重に検討した結果、2025 年 5 月 1 日付で、対象者取締役会に対して、2025 年 4 月 10 日付答申書の答申内容に変更がないことを内容とする 2025 年 5 月 1 日付答申書を提出したとのことです。その上で、対象者は、2025 年 5 月 1 日付答申書の内容を最大限尊重しつつ、2025 年 4 月 17 日から同月 18 日に実施した対象者の従業員及び取引先に対するアンケート結果も踏まえて慎重に検討した結果、2025 年 5 月 1 日時点においても、本取引の目的や当該目的を達成するための意義や必要性に変わりはなく、その他にも、2025 年 4 月 10 日時点における対象者の本公開買付けに関する判断を変更すべき事情は特段見当たらないことから、2025 年 5 月 1 日、取締役全員の一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

＜中略＞

これらにより、今般、公開買付者は、2025 年 5 月 1 日までに、本公開買付前提条件③及び⑤が充足されていること、並びに、本公開買付前提条件①、②及び④も充足される合理的な見込みがあることを確認したことから、同日、本公開買付けを 2024 年 5 月 2 日より開始することを決定し、その予定である旨を対象者に連絡いたしました。なお、公開買付者が放棄した本公開買付前提条件はありません。なお、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び公開買付期間については、公開買付者予告公表プレスリリースでは、それぞれ 1 株当たり 4,500 円及び 22 営業日としておりましたが、それぞれ 5,500 円、20 営業日へと変更しております。対象者が 2025 年 5 月 1 日付で公表した「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「2025 年 5 月 1 日付対象者賛同意見表明プレスリリース」といいます。）と併せて「2025 年 4 月 10 日付対象者賛同意見表明プレスリリースと併せて「対象者賛同意見表明プレスリリース」といいます。）によれば、対象者取締役会は、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

その後、YAGEO が、2025 年 5 月 8 日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「2025 年 5 月 8 日付 YAGEO 公開買付開始プレスリリース」といいます。）において公表しましたとおり、YAGEO 公開買付けが 2025 年 5 月 9 日より開始しており、YAGEO は、YAGEO 公開買付価格を、2025 年 4 月 17 日付で YAGEO が公表していた 5,400 円から、6,200 円に引き上げているとのことです。

これを受けて、対象者は、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかについて、慎重に検討を行ってきたとのことです。

そして、対象者は、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載の、本特別委員会が提出した 2025 年 5 月 21 日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025 年 5 月 21 日開催の取締役会において、取締役全員の一致により、現時点における対象者の意見として、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び現時点においては YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議したとのことです。なお、YAGEO 公開買付けに対する対象者の意見の詳細及びこれに関連する YAGEO 公開買付けに対する対象者の質問内容につきましては、2025 年 5 月 21 日付「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」（以下「2025 年 5 月 21 日付 YAGEO 意見留保プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

なお、対象者は、YAGEO 公開買付価格が 5,400 円から 6,200 円へと変更されたことを契機として、2025 年 5 月 21 日付で上記のとおり本公開買付けに対する意見を変更しておりますが、他方で、同月 22 日付で YAGEO Electronics Japan 合同会社に対し、YAGEO 公開買付けについて、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第 27 条第 1 項に基づく財務大臣及び経済産業大臣に対する届出や独占禁止法第 10 条第 2 項に基づく公正取引委員会に対する事前届出に関する質問を含む、法 27 条の 10 第 2 項第 1 号に基

づく質問権の行使を行っているとのことです。YAGEO は YAGEO 公開買付けを開始しているものの、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を取得していないとのことであり、また、2025 年 5 月 22 日現在においても事前届出の再提出を行っているかどうかは明らかではないことから、公開買付者としては、YAGEO 公開買付けの実現可能性に関して、現時点で確証が得られる段階にはなく慎重な確認・検討が必要であると考えております。したがって、公開買付者としては、6,200 円という 2025 年 5 月 22 日現在の YAGEO 公開買付価格を重視して YAGEO 公開買付けの可否を判断することは時期尚早であると考えておりますが、対象者による上記質問権の行使も、かかる公開買付者の立場と通底した問題意識を背景としたものであると推察します。

公開買付者としては、対象者の取締役会及び特別委員会により、YAGEO から対象者に対する質問への具体的かつ十分な回答を踏まえて、YAGEO 公開買付け及び本公開買付けについて合理的な判断を行っていただけることを期待しております。

＜後略＞

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

①本公開買付けの実施を決定するに至った経緯、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

＜前略＞

これらにより、今般、公開買付者は、本日までに、本公開買付前提条件③及び⑤が充足されていること、並びに、本公開買付前提条件①、②及び④も充足される合理的な見込みがあることを確認したことから、本日、本公開買付けを 2025 年 5 月 2 日より開始することを決定し、その予定である旨、対象者へ連絡いたしました。なお、本公開買付価格及び本公開買付けにおける公開買付期間については、公開買付者予告公表プレスリリースでは、それぞれ、1 株当たり 4,500 円及び 22 営業日としておりましたが、今般、それぞれ、5,500 円及び 20 営業日へと変更しております。

(訂正後)

＜前略＞

これらにより、今般、公開買付者は、2025 年 5 月 1 日までに、本公開買付前提条件③及び⑤が充足されていること、並びに、本公開買付前提条件①、②及び④も充足される合理的な見込みがあることを確認したことから、同日、本公開買付けを 2025 年 5 月 2 日より開始することを決定し、その予定である旨、対象者へ連絡いたしました。なお、本公開買付価格及び本公開買付けにおける公開買付期間については、公開買付者予告公表プレスリリースでは、それぞれ、1 株当たり 4,500 円及び 22 営業日としておりましたが、それぞれ、5,500 円及び 20 営業日へと変更しておりました。

その後、公開買付者は、2025 年 5 月 8 日、YAGEO が、YAGEO 公開買付価格を 5,400 円から 6,200 円に引き上げ、2025 年 5 月 9 日より公開買付けを開始する旨を、2025 年 5 月 8 日付 YAGEO 公開買付開始プレスリリースを通じて知りました。

公開買付者は、対象者及び本特別委員会より、2025 年 5 月 12 日に本公開買付価格を変更する意向があるか示すよう要請を受け、2025 年 5 月 16 日に、公開買付者から、対象者及び本特別委員会へ、YAGEO 公開買付けは我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外為法等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、独占禁止法の事前届出の必要性について疑義があると考えていることから、仮に今後 YAGEO において、YAGEO 公開買付けの公開買付期間中に、対象者株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若しくは取得できる合理的な見込みが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、公開買付者として対応策を積極的に検討していく旨の回答をいたしました。なお、公開買付期間については、公開買付開始プレスリリースでは、20 営業日としておりましたが、今般、23 営業日へと変更しております。

②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

＜前略＞

これらにより、対象者は、公開買付者から、公開買付者が、本日、本公開買付前提条件③及び⑤が充足されていること、並びに、本公開買付前提条件①、②及び④も充足される合理的な見込みがあることを確認したことから、本日、本公開買付けを 2025 年 5 月 2 日より開始することを決定し、その予定である旨の連絡を受けたとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付価格及び本公開買付けにおける公開買付期間については、公開買付者予告公表プレスリリースでは、それぞれ、1 株当たり 4,500 円及び 22 営業日としておりましたが、今般、それぞれ、5,500 円及び 20 営業日へと変更しております。

また、対象者は、上記協議と並行して、2025 年 4 月 16 日から 2025 年 4 月 30 日までに開催された計 6 回の特別委員会において、各委員に対して、対象者の本取引及び YAGEO 取引の検討状況・検討内容、価格交渉の状況等の追加諮問事項の検討に必要な情報を適宜共有したとのことです。また、本特別委員会は、2025 年 4 月 17 日に AP グループに対し、対象者への資本参画の目的及び関与方法について改めて質問し、公開買付者から説明を受けている内容と相違ないことを確認し、さらに、対象者からも、YAGEO から対象者に対する 2025 年 4 月 21 日付公開書簡の内容をもってしても、YAGEO 取引に係るシナジーについての対象者の考えに変更がないことを確認したとのことです。そして、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(ii) 検討の経緯」に記載のとおり、本特別委員会は追加諮問事項について、慎重に検討した結果、本日付で、対象者の取締役会に対して、2025 年 4 月 10 日付答申書の答申内容に変更はないことを内容とする 2025 年 5 月 1 日付答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、2025 年 5 月 1 日付答申書の内容を最大限尊重しつつ、2025 年 4 月 17 日から同月 18 日に実施した対象者の従業員及び取引先に対するアンケート結果も踏まえて慎重に検討した結果、本日時点においても、本取引の目的や当該目的を達成する

ための意義や必要性に変わりはなく、その他にも、2025 年 4 月 10 日時点における対象者の本公開買付けに関する判断を変更すべき事情は特段見当たらないことから、2025 年 5 月 1 日、取締役全員の一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

(訂正後)

<前略>

これらにより、対象者は、公開買付者から、公開買付者が、2025 年 5 月 1 日、本公開買付前提条件③及び⑤が充足されていること、並びに、本公開買付前提条件①、②及び④も充足される合理的な見込みがあることを確認したことから、同日、本公開買付けを 2025 年 5 月 2 日より開始することを決定し、その予定である旨の連絡を受けたとのことです。なお、本公開買付価格及び本公開買付けにおける公開買付期間については、公開買付者予告公表プレスリリースでは、それぞれ、1 株当たり 4,500 円及び 22 営業日としておりましたが、それぞれ、5,500 円及び 20 営業日へと変更しておりました。

また、対象者は、上記協議と並行して、2025 年 4 月 16 日から 2025 年 4 月 30 日までに開催された計 6 回の特別委員会において、各委員に対して、対象者の本取引及び YAGEO 取引の検討状況・検討内容、価格交渉の状況等の追加諮問事項の検討に必要な情報を適宜共有したとのことです。また、本特別委員会は、2025 年 4 月 17 日に AP グループに対し、対象者への資本参画の目的及び関与方法について改めて質問し、公開買付者から説明を受けている内容と相違ないことを確認し、さらに、対象者からも、YAGEO から対象者に対する 2025 年 4 月 21 日付公開書簡の内容をもってしても、YAGEO 取引に係るシナジーについての対象者の考えに変更がないことを確認したとのことです。そして、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(ii) 検討の経緯」に記載のとおり、本特別委員会は追加諮問事項について、慎重に検討した結果、2025 年 5 月 1 日付で、対象者の取締役会に対して、2025 年 4 月 10 日付答申書の答申内容に変更はないことを内容とする 2025 年 5 月 1 日付答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、2025 年 5 月 1 日付答申書の内容を最大限尊重しつつ、2025 年 4 月 17 日から同月 18 日に実施した対象者の従業員及び取引先に対するアンケート結果も踏まえて慎重に検討した結果、2025 年 5 月 1 日時点においても、本取引の目的や当該目的を達成するための意義や必要性に変わりはなく、その他にも、2025 年 4 月 10 日時点における対象者の本公開買付けに関する判断を変更すべき事情は特段見当たらないことから、2025 年 5 月 1 日、取締役全員の一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

その後、YAGEO が、2025 年 5 月 8 日付 YAGEO 公開買付開始プレスリリースにおいて公表しましたとおり、YAGEO 公開買付けが 2025 年 5 月 9 日より開始しており、YAGEO は、YAGEO 公開買付けにおける公開買付価格を、2025 年 4 月 17 日付で YAGEO が公表していた 5,400 円から、6,200 円に引き上げているとのことです。

これを受けて、対象者は、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかについて、慎重に検討を行ってきたとのことです。

対象者は、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日付で公表した企業買収行動指針を踏まえ、「株主の利益にとって適正な範囲を超えて不当な取引条件」であると評価される場合でない限り、公開買付けに対して賛同するか否かについては当該公開買付けが企業価値の向上に資するか否かで判断すべきと考えているところ、本公開買付けは不当な取引条件ではなく、また、対象者の株主を公開買付け者及び AP グループのみとするための取引が、YAGEO 取引に比べて対象者の中長期的な更なる成長と企業価値向上に資するとの考えに変更はないとのことです。以上の事情を踏まえると、対象者としては、現時点においても本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であると考えているとのことです。一方で、本公開買付価格 5,500 円が、YAGEO 公開買付価格 6,200 円を下回っていることから、対象者及び本特別委員会は、公開買付者に対して、2025 年 5 月 12 日に本公開買付価格を変更する意向があるか示すよう要請したところ、2025 年 5 月 16 日に、公開買付者から、YAGEO 公開買付けは我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外為法等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、独占禁止法の事前届出の必要性について疑義があると考えていること、仮に今後 YAGEO において、YAGEO 公開買付けの公開買付期間中に、対象者株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若しくは取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、公開買付者として対応策を積極的に検討していく旨の回答があったとのことです。

この点については、対象者としても、YAGEO が公表した YAGEO 予告公表プレスリリースに記載していた外為法及び台湾対外投資規制の申請及び承認スケジュールから遅延が生じており、YAGEO 取引の実現可能性に疑義が生じていると考えており、また、YAGEO 取引については対象者との具体的なシナジーについても依然として不明確であるため、これらの点について更なる確認が必要であると考えているとのことです。

また、本特別委員会においても、慎重に検討した結果、YAGEO 取引に対しては、従前の質問状に対する回答や面談内容、YAGEO 公開買付届出書等の内容を踏まえ、対象者と YAGEO グループとのシナジーや、外為法等の承認可能性及び独占禁止法上の事前届出の必要性等の取引の実現可能性に係る質問を再度行う必要があると判断したことから、対象者及び本特別委員会として、YAGEO 取引に対する追加質問を行うこととしたとのことです。そして、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、慎重に検討した結果、2025 年 5 月 21 日付で、対象者の取締役会に対して、現時点においても本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であるものの、YAGEO 公開買付価格が本公開買付価格を上回る等の事情から、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、並びに、現時点において YAGEO 公開買付けについては、シナジー及びその実現可能性等について追加確認を行う必要があること等も踏まえ、YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO 公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容

とする 2025 年 5 月 21 日付追加答申書を提出したとのことです。

そして、対象者は、2025 年 5 月 21 日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025 年 5 月 21 日開催の取締役会において、取締役全員の一致により、現時点における本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び現時点においては YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議したとのことです。

なお、2025 年 5 月 21 日時点における YAGEO 公開買付けに対する対象者の意見の詳細は、2025 年 5 月 21 日付 YAGEO 意見留保プレスリリースをご参照ください。

なお、対象者は、YAGEO 公開買付け価格が 5,400 円から 6,200 円へと変更されたことを契機として、2025 年 5 月 21 日付で上記のとおり本公開買付けに対する意見を変更しておりますが、他方で、同月 22 日付で YAGEO Electronics Japan 合同会社に対し、YAGEO 公開買付けについて、外為法第 27 条第 1 項に基づく財務大臣及び経済産業大臣に対する届出や独占禁止法第 10 条第 2 項に基づく公正取引委員会に対する事前届出に関する質問を含む、法 27 条の 10 第 2 項第 1 号に基づく質問権の行使を行っているとのことです。YAGEO は YAGEO 公開買付けを開始しているものの、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を取得していないとのことであり、また、2025 年 5 月 22 日現在においても事前届出の再提出を行っているかどうかは明らかではないことから、公開買付者としては、YAGEO 公開買付けの実現可能性に関して、現時点で確認が得られる段階にはなく慎重な確認・検討が必要であると考えております。したがって、公開買付者としては、6,200 円という 2025 年 5 月 22 日現在の YAGEO 公開買付け価格を重視して YAGEO 公開買付けの可否を判断することは時期尚早であると考えておりますが、対象者による上記質問権の行使も、かかる公開買付者の立場と通底した問題意識を背景としたものであると推察します。

公開買付者としては、対象者の取締役会及び特別委員会により、YAGEO から対象者に対する質問への具体的かつ十分な回答を踏まえて、YAGEO 公開買付け及び本公開買付けについて合理的な判断を行っていただけることを期待しております。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

②対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(訂正前)

<前略>

そして、本特別委員会は、2025 年 4 月 10 日以降本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているかに関する事実関係の確認等を行い、追加諮問事項について検討を行った結果、2025 年 4 月 10 日付答申書の答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、本日、2025 年 5 月 1 日付答申書を提出したとのことです。

<中略>

d 総括

以上のことから、本日時点においても、本特別委員会は、2025 年 4 月 10 日付答申書において表明した、以下の意見に変更はない。

(ア) 対象者は本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきであり、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではない。

(イ) 本特別委員会は、本特別委員会として賛同の意見を表明することが適当である本公開買付けと択一的な関係にある YAGEO 公開買付けに関しては、反対の意見を表明するとともに、対象者株主に YAGEO 公開買付けに応募しないようお願いする旨の意見を表明することが適当であり、少数株主にとって不利益であると判断せざるを得ない。

(訂正後)

<前略>

そして、本特別委員会は、2025 年 4 月 10 日以降本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているかに関する事実関係の確認等を行い、追加諮問事項について検討を行った結果、2025 年 4 月 10 日付答申書の答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025 年 5 月 1 日、2025 年 5 月 1 日付答申書を提出したとのことです。

その後、対象者は、2025 年 5 月 12 日から 2025 年 5 月 20 日までに開催された計 4 回の特別委員会において、各委員に対して、本取引及び YAGEO 取引の検討状況・検討内容等の情報を適宜共有し、本特別委員会は、当該提供された情報等を踏まえ、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

そして、本特別委員会は、慎重に検討した結果、YAGEO 取引に対しては、従前の質問状に対する回答や面談内容、YAGEO 公開買付け出書等の内容を踏まえ、対象者と YAGEO グループとのシナジーや、外為法等の承認可能性及び独占禁止法上の事前届出の必要性等の取引の実現可能性に係る質問を再度行う必要があると判断したことから、対象者及び本特別委員会として、YAGEO 取引に対する追加質問を行うこととしたとのことです。

以上の経緯を踏まえ、本特別委員会は、2025 年 5 月 21 日に、対象者の取締役会に対して、現時点においても本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であるものの、YAGEO 公開買付け価格が本公開買付け価格を上回る等の事情から、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、及び、現時点において YAGEO 公開買付けについては、シナジー及びその実現可能性等について追加確認を行う必要があること等も踏まえ、YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO 公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする 2025 年 5 月 21 日付追加答申書を提出したとのことです。

<中略>

d 総括

以上のことから、2025 年 5 月 1 日時点においても、本特別委員会は、2025 年 4 月 10 日付答申書において表明した、以下の意見に変更はない。

- (ア) 対象者は本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきであり、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではない。
- (イ) 本特別委員会は、本特別委員会として賛同の意見を表明することが適当である本公開買付けと択一的な関係にある YAGEO 公開買付けに関しては、反対の意見を表明するとともに、対象者株主に YAGEO 公開買付けに応募しないようお願いする旨の意見を表明することが適当であり、少数株主にとって不利益であると判断せざるを得ない。

(v) 2025 年 5 月 21 日付追加答申書の判断内容

本特別委員会が提出した 2025 年 5 月 21 日付追加答申書の概要は以下のとおりとのことです。

(a) 答申内容

- a 本特別委員会が 2025 年 4 月 10 日付答申書において表明した、対象者取締役会は本公開買付けに関して賛同の意見を表明する決議をすべきであり、本公開買付けを含む本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないとの意見に変更はない。もっとも、本公開買付け開始日後の事実関係を勘案し、対象者取締役会は対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取った上で、対象者株主の判断に委ねることを決議すべきである。
- b 本特別委員会としては、対象者取締役会が YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは YAGEO 公開買付けへの対応として不合理ではないと考える。

(b) 答申理由

a 本公開買付けについての検討

(ア) 本取引の目的の正当性・合理性（企業価値の向上に資するかを含む。）

2025 年 4 月 10 日付答申書及び 2025 年 5 月 1 日付答申書において認定した本取引の目的の正当性・合理性に関する前提事実に変動はないことから 2025 年 4 月 10 日付答申書における本取引の目的は、対象者の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であるとの本特別委員会の意見に変更はない。なお、2025 年 5 月 21 日時点において、公開買付者は、YAGEO が対象者株式の取得に係る外為法上の承認を取得できる、又は取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、対応策を積極的に検討する方針とのことであり、本取引実現への意欲は一応認められる。したがって、YAGEO 公開買付価格が 6,200 円に引き上げられたことを受けて、公開買付者が本公開買付価格の引き上げを行っていないことは少なくとも 2025 年 5 月 21 日時点において上記意見に影響を及ぼすものとまではいえない。

(イ) 本取引の条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の公正性

本公開買付価格 5,500 円は YAGEO 公開買付価格である 6,200 円を下回る価格である。もっとも、この他に、2025 年 4 月 10 日付答申書及び 2025 年 5 月 1 日付答申書において認定した本取引の条件に関する前提事実に変動はないことから、2025 年 4 月 10 日付答申書及び 2025 年 5 月 1 日付答申書における本公開買付価格その他の本取引に係る取引条件は公正な条件であるとの本特別委員会の意見に変更はない。但し、YAGEO 公開買付価格が本公開買付価格を上回っていること、公開買付者からは本公開買付価格を含む本取引の条件の変更に関して具体的な提案が示されていないため、対象者取締役会としては本取引に対する意見形成について別途の検討をする必要がある。

(ウ) 本取引に至る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

2025 年 4 月 10 日付答申書及び 2025 年 5 月 1 日付答申書において認定した本取引に至る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性に関する前提事実に変動はないことから、2025 年 4 月 10 日付答申書及び 2025 年 5 月 1 日付答申書における本取引に至る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であるとの本特別委員会の意見に変更はない。

(エ) 本取引が対象者の少数株主にとって不利益であるか否か

以上から、本特別委員会は、2025 年 5 月 21 日時点においても、2025 年 4 月 10 日付答申書及び 2025 年 5 月 1 日付答申書において表明した、対象者取締役会は本公開買付けに関して賛同の意見を表明することを決議すべきであり、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないとの意見に変更はない。但し、対象者取締役会は、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取った上で、対象者株主の判断に委ねることを決議すべきである。

b YAGEO 公開買付けについての検討

本特別委員会は、対象者取締役会は本公開買付けと択一的な関係にある YAGEO 公開買付けに対しては反対の意見を表明すべきである旨の 2025 年 4 月 10 日付答申書を提出し、2025 年 5 月 1 日付答申書において、かかる意見に変更がないことを表明した。もっとも、2025 年 5 月 21 日時点において、YAGEO 公開買付価格は本公開買付価格を上回っていることから、2025 年 4 月 10 日付答申書及び 2025 年 5 月 1 日付答申書における重要な前提事実に変動があるといえ、上記意見を維持することの合理性は慎重に検討すべきである。そして、2025 年 5 月 21 日時点において、対象者と YAGEO とのシナジー、YAGEO 公開買付けの実現可能性に関する事項等について、YAGEO からは確認できておらず、金融商品取引法に基づく意見表明報告書における公開買付者に対する質問制度その他の機会を通じて YAGEO に対して質問を行い、YAGEO 公開買付けに関して引き続き検討する必要があることから、対象者取締役会が

YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは YAGEO 公開買付けへの対応として不合理ではないと考える。

c. 総括

本特別委員会が 2025 年 4 月 10 日付答申書において表明した、対象者取締役会は本公開買付けに関して賛同の意見を表明する決議をすべきであり、本公開買付けを含む本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないとの意見に変更はない。もっとも、本公開買付け開始日以降の事情を勘案し、対象者取締役会は対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取った上で、対象者株主の判断に委ねることを決議すべきである。

また、本特別委員会としては、本公開買付け開始日以降の事情を勘案し、対象者取締役会が YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは YAGEO 公開買付けへの対応として不合理ではないと考える。

⑥対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

(訂正前)

<前略>

そして、対象者は、北浜法律事務所から得た法的助言、野村證券から得た財務的見地からの助言、山田コンサルから得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書（野村證券）及び本特別委員会が山田コンサルから取得した本株式価値算定書（山田コンサル）の内容並びに、本特別委員会から入手した 2025 年 4 月 10 日付答申書及び 2025 年 5 月 1 日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本日時点においても、本取引の目的や当該目的を達成するための意義や必要性に変わりはなく、その他にも、2025 年 4 月 10 日時点における対象者の本公開買付けに関する判断を変更すべき事情は見当たらないことから、本日、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

上記の対象者取締役会においては、審議及び決議に参加した利害関係を有しない対象者の取締役 7 名の全員一致により上記の決議を行ったとのことです。また、上記の対象者取締役会においては、利害関係を有しない対象者の監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(訂正後)

<前略>

そして、対象者は、北浜法律事務所から得た法的助言、野村證券から得た財務的見地からの助言、山田コンサルから得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書（野村證券）及び本特別委員会が山田コンサルから取得した本株式価値算定書（山田コンサル）の内容並びに、本特別委員会から入手した 2025 年 4 月 10 日付答申書及び 2025 年 5 月 1 日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025 年 5 月 1 日時点においても、本取引の目的や当該目的を達成するための意義や必要性に変わりはなく、その他にも、2025 年 4 月 10 日時点における対象者の本公開買付けに関する判断を変更すべき事情は見当たらないことから、2025 年 5 月 1 日、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

上記の対象者取締役会においては、審議及び決議に参加した利害関係を有しない対象者の取締役 7 名の全員一致により上記の決議を行ったとのことです。また、上記の対象者取締役会においては、利害関係を有しない対象者の監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

その後、YAGEO が、2025 年 5 月 8 日付 YAGEO 公開買付開始プレスリリースにおいて、公表しましたとおり、YAGEO 公開買付けが 2025 年 5 月 9 日より開始しており、YAGEO は、YAGEO 公開買付価格を、2025 年 4 月 17 日付で YAGEO が公表していた 5,400 円から、6,200 円に引き上げたとのことです。

そして、対象者は、北浜法律事務所から得た法的助言、野村證券から得た財務的見地からの助言、山田コンサルから得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書（野村證券）及び本特別委員会が山田コンサルから取得した本株式価値算定書（山田コンサル）の内容並びに、本特別委員会から入手した 2025 年 4 月 10 日付答申書、2025 年 5 月 1 日付答申書及び 2025 年 5 月 21 日付追加答申書の内容を最大限に尊重しながら、慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は 2025 年 5 月 21 日開催の取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び現時点においては YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議したとのことです。

上記の対象者取締役会においては、審議及び決議に参加した利害関係を有しない当社の取締役 7 名の全員一致により上記の決議を行ったとのことです。また、上記の対象者取締役会においては、利害関係を有しない対象者の監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

⑧本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄された場合、公開買付期間を 20 営業日に設定しているところ、本公開買付けに係る開始予定について公表した 2025 年 4 月 10 日の翌日から公開買付期間の末日である 2025 年 6 月 2 日までの期間は 34 営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、対象者の株主の皆様へ本公開買付けに対して応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えております。加えて、2025 年 2 月 5 日付 YAGEO 予告公表プレスリリースを通じて YAGEO 公開買付けの開始予定について公表された 2025 年 2 月 5 日から起算すれば、同日から本公開買付けの公開買付期間の末日である 2025 年 6 月 2 日までの期間は更に長期に亘っているため、対象者の株主の皆様にとって本公開買付けの内容を YAGEO 公開買付けと対比した上で本公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会や公開買付者以外の者にとって対象者株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えております。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄された場合、公開買付期間を 23 営業日に設定しているところ、本公開買付けに係る開始予定について公表した 2025 年 4 月 10 日の翌日から公開買付期間の末日である 2025 年 6 月 5 日までの期間は 37 営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、対象者の株主の皆様へ本公開買付けに対して応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えております。加えて、2025 年 2 月 5 日付 YAGEO 予告公表プレスリリースを通じて YAGEO 公開買付けの開始予定について公表された 2025 年 2 月 5 日から起算すれば、同日から本公開買付けの公開買付期間の末日である 2025 年 6 月 5 日までの期間は更に長期に亘っているため、対象者の株主の皆様にとって本公開買付けの内容を YAGEO 公開買付けと対比した上で本公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会や公開買付者以外の者にとって対象者株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えております。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

②届出当初の買付け等の期間

(訂正前)

2025 年 5 月 2 日 (金曜日) から 2025 年 6 月 2 日 (月曜日) まで (20 営業日)

(訂正後)

2025 年 5 月 2 日 (金曜日) から 2025 年 6 月 5 日 (木曜日) まで (23 営業日)

(8) 決済の方法

②【決済の開始日】

(訂正前)

2025 年 6 月 9 日 (月曜日)

(訂正後)

2025 年 6 月 12 日 (木曜日)

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(訂正前)

対象者賛同意見表明プレスリリースによれば、対象者は、2025 年 4 月 10 日及び本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を取締役全員の一致により決議したとのことです。

対象者の意思決定過程の詳細は、対象者賛同意見表明プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(訂正後)

対象者賛同意見表明プレスリリースによれば、対象者は、2025 年 4 月 10 日及び 2025 年 5 月 1 日 開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を取締役全員の一致により決議したとのことです。

その後、2025年5月9日付でYAGEO Electronics Japanが公開買付届出書を提出したことを踏まえ、対象者は2025年5月21日開催の取締役会において、「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の理由により、本公開買付けに対して賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、決議したとのことです。

対象者の意思決定過程の詳細は、対象者賛同意見表明プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条のもとで定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当該法人の子会社及び関係者（affiliate）（以下「関係者」といいます。）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関係者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。